

労働者派遣をしようとするときの明示

(法第31条の2第3項)

需給 花子 様

事業所名) 株式会社〇〇
許可番号) 派01-300000

次の条件で労働者派遣を行います。

① 協定対象派遣労働者であるか否か

- 協定対象派遣労働者である(当該協定の有効期間の終了日: 令和9年3月31日)
- 協定対象派遣労働者ではない

賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期に関する事項

1 基本賃金

- イ 月給(円)、ロ 日給(円)
- 時間給(1,200 円)、
- ニ 出来高給(基本単価 円、保障給 円)
- ホ その他(円)
- ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等
- 4 賃金締切日()—毎月10日、()—毎月 日
- 5 賃金支払日()—毎月25日、()—毎月 日
- 6 賃金の支払方法(本人が指定する口座に振込む)

2 諸手当の額又は計算方法

- イ (通勤手当 15,000 円 / 計算方法: 1ヵ月の通勤定期券代を支給)
- (又は 4,100 円 / 計算方法: 距離に応じて支給)
- ロ (家族手当 8,000 円 / 計算方法: 扶養家族の人数に応じて支給)
- ハ (職務手当 10,000 円 / 計算方法: 職務遂行能力に応じて支給)
- ニ (手当 円 / 計算方法:)

3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

- イ 所定時間外、法定超 月60時間以内(25)%
- 月60時間超 (50)%
- 所定超(-)%
- ロ 休日 法定休日(35)% 法定外休日(25)%
- ハ 深夜 (25)%

昇給・賞与・退職手当の有無

- ・昇給 (有(時期、金額等:) , (無))
- ・賞与 (有(時期、金額等: 12月、年間の業績及び人事考課により支給されない可能性あり) , 無)
- ・退職手当 (有(時期、金額等: 別途退職給与規定により勤続3年目以降に支給) , 無)

12月、業績等を勘案して支給等

休暇に関する事項

- 1 年次有給休暇 6ヶ月継続勤務した場合 → 10日 継続勤務6ヶ月以内の有給休暇 (有・無)
- 時間単位年休 (有・無)
- 2 代替休暇 (有・無)
- 3 その他の休暇 有給()
- 無給()

○詳細は、就業規則第〇条～第〇条

② 労働者派遣法第31条の2第4項の規定に基づく派遣元の説明義務に関する事項

派遣労働者は、派遣元に対し、派遣先の通常の労働者との間の待遇の相違(内容・理由)等について説明を求めることができる。

派遣元(部署) (役職) (氏名) (連絡先)

※労使協定方式の場合は、赤枠部分の①「協定対象労働者であるか否か」及び②「派遣元の説明義務に関する事項」のみの明示となります。就業条件明示書に①②を組み込んで明示することでもかまいません。